

平成 18 年 10 月 17 日

大 阪 市 市 政 改 革 室

担当：改革推進部

区政改革担当課長 加藤

電話：06－6208－9756

「区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）」について

平成 18 年 3 月に設置した「区政改革プロジェクトチーム」では、区長会議と共同して、区役所現場からの意見を改革に反映し、市民が実感できる市政改革を現場から支える取組みとして区政改革を実現することを主眼に、検討を進めてきましたが、今回、各区長からの意見をもとに、目標とする区役所像と改革に向けた具体的取組みを明らかにするものとして、「区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）」を取りまとめました。

この「素案」は、プロジェクトチームとして策定したものであり、現段階では、引き続き検討すべき課題を残していると考えられるものについてもあえて記述をしていますが、今後、市民の皆さんのご意見や市会での議論はもとより、関係局の見解や方針についても提起を求め、議論経過をオープンにしながら内容を充実し、大阪市としての案を取りまとめてまいります。

なお、目標の実現に向けて、早急に実施できるよう取り組んでまいります。実施にあたっては、24 区が必ずしも画一的に実施していくものではなく、各区の特性、実情に応じた取組みがなされるものであり、可能なところから実施していくこととしています。

○ 今後のスケジュールについて

平成 18 年 10 月 18 日 素案の配布・意見募集開始
年内を目途に案の取りまとめ

○ 素案の配布・意見募集について

素案を次の場所で配布し、郵送、ファックス、インターネットにより、11 月 24 日（金）までご意見を受け付けます。

送付先：大阪市市政改革室「区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）」
意見募集係

〒530－8201 大阪市北区中之島 1－3－20

ファックス：06－6205－2660

大阪市経営企画室ホームページ

<http://www.city.osaka.jp/keieikikakushitsu>

配布場所：区役所区民情報コーナー、区役所出張所
サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
ハウ情報コーナー・行政資料センター（市役所 1 階）
市政改革室区政改革担当（市役所地下 1 階）
公文書館
中央図書館及び地域図書館
男女共同参画センター（中央・東部・南部・西部・北部）
総合生涯学習センター及び市民学習センター（弁天町・
阿倍野・難波・城北）

区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案） — 区役所現場からの市政改革をめざして —

現状と課題

＜地域社会の現状と課題＞

- 地域課題は多様化、しかも地域ごとにその態様も異なっている
- 都心部を中心としたマンションの増加などを背景に、地域における人間関係が薄くなっているとの指摘
- 地縁型市民活動団体（地域活動団体）に加え、NPOなどによるテーマ型市民活動も様々な分野で活発化

＜区政の現状と課題＞

- 区役所は市民に最も身近な総合的行政機関といわれながら、局の施策・事業の執行機関としての性格が強い
- 区が自ら地域課題の解決に取り組むための組織体制や権限、固有の財源を持っていない
- 地域活動団体に対しても、これまで区政の各方面にわたり協力を求めてきたが、一方的に協力を依頼する関係になりがち

基本的考え方

＜市政における区の位置づけと組織内分権としての区政改革＞

- 局と区役所の役割分担を見直し、区の自律経営をめざして局から区への分権を推進
- 分権を進めるにあたっては、複数区を単位として協調して実施するなど、より効果的・効率的に地域課題を解決するための単位と組織のあり方についても検討
- 行政サービスの提供にあたっては、一層の効率化を図るとともに、利便性の向上など内容を充実

＜市民と区の関係＞

- 地域ニーズを施策に的確かつ迅速に反映するためには、事業の企画段階から、地域住民が参画できる仕組みが不可欠
- 区を単位として、区民の幅広い参画の場を設置し、区政への地域住民の意見の反映を図るとともに、行政と地域活動団体・NPO等との協働による取組みを促進
- 区役所から積極的な情報発信を推進するとともに、地域課題やニーズの掘り起こしにつながるような積極的広聴へと転換

＜区と局の関係＞

- 局から区へ「依頼」、「指示・指導」する関係から、区の施策に対する連携・協力など、区を支援する関係へと転換

※ なお、今回の基本方針は、現状の24区体制を前提として主な取組みを掲げたものであり、今後の地方分権の進展、人口の動向、情報通信技術の普及などを踏まえつつ、新しい時代に対応した区役所と行政区のあり方について、中期的課題として議論、検討を行っていく

区長がめざす4つの区役所像と具体的取組み

1 地域ニーズに迅速・的確に対応する身近なまちづくりの拠点をめざして

- (1) 予算に関する区長権限の強化と区の独自財源の充実
局から区への予算の移譲と区長からの直接予算要求、区独自予算の創設による個性と特色ある「オンリーワン」事業の実施、歳入等の区独自財源化
- (2) 柔軟な職員配置、弾力的な組織体制の整備
柔軟な職員配置、管理職も含めた区・局間の人事交流の拡大、各区の特性に応じた組織・体制整備
- (3) 区・局関係の再構築
局事業に対する区長意見反映システムの強化、区・局連携事業の実施、区・局の役割分担の再構築、局から区への権限移譲にあたっての特区的手法の導入
- (4) 区における政策立案・経営企画機能強化のための体制の充実整備
- (5) 複数区単位での広域的取組みによる地域課題の効果的な解決を可能とする、新たな政策立案単位と組織の検討

2 地域活動を支援し、地域課題の解決に市民とともに取り組む協働の拠点をめざして

- (1) 地域活動プラットフォームの形成
- (2) 地域課題解決にむけた市民の主体的取組みに対する新たな支援の仕組みづくり
- (3) 各区コミュニティ協会、区社会福祉協議会による地域活動に対する支援の充実

3 情報を積極的に提供し、市民の声を広く聴く情報受発信拠点をめざして

- (1) 情報通信技術の積極活用等による情報発信の強化と市民との双方向コミュニケーションの拡大
区独自コンテンツの充実と迅速な情報更新など区のホームページの充実、インターネットを活用したアンケートの実施、メールマガジンの発行、「気軽になにわコール」の拡充
- (2) 地域との対話と、積極的ニーズ把握による「顔の見える」行政の実現
出前講座や区役所職員による地域担当制の拡大、区民と区役所、関係事業所との意見交換会の実施、区民の意識調査やニーズ調査等による地域ニーズの掘り起こし

4 便利で快適なサービスを効率的に提供する身近な窓口をめざして

- (1) 利用者の視線に立った窓口機能の充実と区庁舎の改善
日曜開庁など利便性の高い窓口の運用、ワンストップ窓口の実現、証明書発行窓口の多様化、申請届出等各種手続きの改善、市税事務所設置に伴う空きスペースの活用により新たな観点からの区庁舎の改善
- (2) 効果的・効率的業務遂行のための新たな業務単位等の検討
業務集約化、戸籍事務の電算化、バックオフィス業務を中心とした効果的な外部スタッフの活用や民間委託の推進

推進にあたって

- 区役所職員のスキルアップ、人材育成のための研修の充実
- 関係局が果たすべき役割として、ヘルプデスク的機能、全体の調整・取りまとめを担う区を支援する体制の強化
- 法令を遵守し、積極的に情報開示するなどコンプライアンスの視点

区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）

— 区役所現場からの市政改革をめざして —

平成 18 年 10 月

区政改革プロジェクトチーム

目 次

はじめに	1
I 現状と課題	2
II これまでの取組み	4
III 基本的な考え方	5
IV 区長がめざす4つの区役所像と取組みのポイント	7
V めざす区役所像ごとの具体的取組み	8
VI 推進にあたって	26

はじめに

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など、地方公共団体を取り巻く社会環境が大きく変化しつつある中、住民に身近な行政は地方公共団体の権限と責任において実施するという地方分権改革が進められており、これからの地方公共団体、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域住民のニーズを的確に把握し、地域特性に応じた施策を効率的かつ効果的に展開していくことが今まで以上に求められています。

特に大都市である大阪市においては、西日本の中核都市として、高次の都市機能を維持・発展させつつ、その一方で基礎自治体として市民に直接、多様な行政サービスを提供していますが、大都市行政の特徴として、事業規模の大きさ、複雑さなどによる市民からの距離の大きさが指摘されています。

市民と市政との距離を縮めるうえで、市民に身近な行政機関である区役所の果たす役割は重要です。

市民の視点に立った現場からの改革によって、区役所が窓口サービスの提供にとどまらず、地域課題解決の拠点となり、市民の市政への参画の場となり、市民と行政との協働により地域課題の解決に取り組むことが、行政運営の透明性を高め、市政を「市民から見える」ものとするに資すると考えています。さらに、このような取り組みにより、市民の「自己決定・自己責任」による住民自治の拡充を実現することが可能となります。

加えて、大阪市においては「財政の危機」「市民からの信頼の喪失」「職員の士気の低下」という三つの危機を克服し、持続可能な大阪市政を実現するため、「マネジメント」「コンプライアンス」「ガバナンス」の三つの切り口からの改革に取り組んでいます。

これまでに情報公開の徹底や公益通報制度、要望等記録制度などさまざまな改革を支える仕組みが整えられてきましたが、これらはいずれも現場での実践が改革につながる取り組みと言えるものです。

平成18年3月に設置された「区政改革プロジェクトチーム」では、区長会議と共同して、現場からの意見を改革に反映し、市民が実感できる市政改革を現場から支える取り組みとして区政改革を実現することを主眼に、検討を進めてきました。本案は、各区長からの提案・意見をもとに、プロジェクトチームにおいて取りまとめたものです。

今後、さらに議論を重ね、その過程も明らかにしながら内容の充実を図り、改革の具体化を図ってまいります。そのため、現時点では検討すべき課題を残しているものについても記述していますが、あえて「素案」として今回お示しすることとしました。

なお、市政改革マニフェストや区長改革マニフェストに基づき、実現が急がれるものもあることから、議論を重ねながら、早急に実施できるよう取り組んでまいります。

I 現状と課題

1 地域社会の現状と課題

- ・ 近年、地域では、防災、防犯など「安全安心のまちづくり」、少子化が進むなかでの子どもと子育てのための環境づくり、商店街の空き店舗の増加にともなう地域の活力の低下など、さまざまな課題が生じているうえ、地域ごとにその内容も異なっています。
- ・ 地域コミュニティでは、全市的な少子高齢化の進展に加え、都心部を中心としたマンション居住者の増加などを背景に、地域における住民どうしの助け合いなどの人間関係が薄くなっていることが指摘されています。また、これまで地域コミュニティ活動は、町会に代表されるような地縁型市民活動団体（地域活動団体）がその中心を担ってきましたが、一部の区では人口の減少と住民の高齢化が同時に進んでおり、活動の担い手不足などが課題となっています。
- ・ 一方では、地域にかかわらず特定の課題の解決に取り組む市民活動としてNPOなどによるテーマ型市民活動が様々な分野で活発化しています。
- ・ これからの地域課題の解決にあたっては、地域活動団体とテーマ型市民活動団体がその特徴を生かして協働することも重要だと考えます。

2 区政の現状と課題

- ・ 市民と行政との距離をなくし、いわゆる「市民から顔の見える行政」を実現するためには、市民に身近な区において展開する施策に市民の参画を進め、それぞれの地域の特性を踏まえたまちづくりを、市民との協働によって進めるとともに、市民の主体的取り組みによって地域のさまざまな課題の解決を図ることが重要です。この点において、市政における市民との接点に位置し、市民に最も身近な行政機関である区役所の果たすことのできる役割は大きいと考えられます。
- ・ しかしながら、大阪市における区役所はこれまで「市民に最も身近な総合的行政機関」といわれながら、その実態は局の施策・事業の執行機関としての性格が強く、区長は自らの権限と責任に基づいて主体的に地域課題の解決に取り組むための組織体制や権限、固有の財源を持っていませんでした。
- ・ 今日、市民ニーズを的確に把握し、迅速に市の施策に反映することは、限られた財源の中で効果的に施策を行ううえでも重要度を増しており、このため局から区への予算・権限の移譲など組織内分権を早急に進め、市民に身近な地域課題は身近な行政機関である区において解決できるよ

う、区の自律経営を確立する必要があります。

- また、これまで行政は、地域活動団体に対して区政の各方面にわたり協力を求めてきたところです。今後は、行政から一方的に協力を求めるのではなく、地域住民のニーズを施策に反映するため、地域行政を協働して進めていくパートナーとして、区政への参画を促していくことが重要です。同時に、地域の課題は地域で解決するという、地域社会の自己決定・自己責任を実現するため、区への権限移譲とあわせて、区における政策形成に地域活動団体のみならずNPO・ボランティアなどの市民活動団体や市民が幅広く参画できる仕組みを確立する必要があると考えています。
- すでに各区では平成16年度以降、地域活動団体やNPO、ボランティア団体、公募による市民などの幅広い参加のもとに、まちづくりの課題について議論し、市民自らが主体的に課題解決に取り組むための行動指針である「未来わがまちビジョン」や、互いに支え合う地域社会づくりをめざした「地域福祉アクションプラン」策定の取り組みがなされるなど、新たな市民参画の仕組みが形成されつつあります。
- 今後はこれらの区民参画の仕組みを発展させ、区政への市民参画の確固たる基盤形成を図ってまいります。

Ⅱ これまでの取組み

- 平成 17 年 4 月、市政改革本部に「区役所プロジェクトチーム」が設置され、そこでの課題認識をもとに、現場職員自らの課題提起と、「区役所検定」をはじめ主体的な改善案の策定、具体化に取り組んできたところです。
- あわせて、各区においても、独自にプロジェクトチームを設置するなど、自主的な職場改善運動が活発化、区の広報紙やホームページ、報道機関への資料提供など、情報発信にも積極的に取り組んでいます。
- また、すべての区において、「未来わがまちビジョン」「地域福祉アクションプラン」を策定し、区民自らが地域の現状や課題、将来像を議論することにより、これまで以上に地域課題の解決に向けた区民の参画意識が醸成されてきています。
- こうした成果をもとに平成 18 年 2 月には、市政改革マニフェストが策定されるとともに、各区においても、区長改革マニフェストを策定し、区民に対し、具体的実施項目を明らかにするとともに、継続的な改革の取組みを進めています。
- 平成 18 年 3 月には、助役をリーダーとする「区政改革プロジェクトチーム」が設置され、本格的な推進体制が整備されました。
- あわせて、区長会議のもとに、その意見をふまえて検討を進める場として、区長会議からの推薦による区長、市政改革室、市民局、総務局のプロジェクトチームメンバーにより構成する「区政改革推進会議」が設置され、これまで現場（区）が市の改革をリードしていくとの思いで改革案の検討に取り組んできました。

Ⅲ 基本的な考え方

1 市政における区の位置づけと組織内分権としての区政改革

- ・ 区は市民にとっても「わがまち」を意識する単位となっており、さまざまな地域活動も大きくは区を単位として取り組まれているところです。
- ・ 地域の実情に応じた施策をより効果的に推進するためには、市民に身近な行政機関である区役所において、総合的行政が行われることが必要です。
- ・ このため、局と区役所の役割分担を見直し、住民に身近なサービスを、市民参画のもとに区長の権限と責任において実施できるよう、区の自律経営をめざして局から区への分権を進めます。
- ・ 分権を進めるにあたっては、本市の区が人口、面積ともに他都市に比べ規模が小さいことも踏まえ、複数区を単位として協調して実施するなど、より効果的・効率的に地域課題を解決するための単位と組織のあり方についても検討することとしています。
- ・ また、市域全体にわたって市民に対する行政サービスを公平に提供する機能は区役所の重要な基本的機能であり、一層の効率化を図るとともに、利便性の向上など内容の充実を図ります。

2 市民と区の関係

- ・ 地域ニーズを施策に的確かつ迅速に反映するためには、局から区への権限移譲と平行して、事業の企画段階から、地域住民が参画できる仕組みが不可欠です。
- ・ このため、区を単位として、地域活動団体のみならず、区民やNPO、ボランティア団体など幅広い参画の場を設置し、区政への地域住民の意見の反映を図るとともに、行政と地域活動団体・NPO等との協働による地域課題解決に向けた取組みを促進します。
- ・ また、区政における市民参画を推進するうえで、情報は必要不可欠な要素であることから、区役所から積極的な情報発信を進めるとともに、従来、受け身的な広聴になりがちであった、区役所の広聴機能について、地域課題やニーズの掘り起こしにつながるような、積極的広聴への転換を図り、区政への反映のみならず、結果として市政への市民ニーズ反映にもつながるアンテナとして、より積極的な役割を果たします。

3 区役所と局の関係

- ・ 従来、区役所は局の縦割り構造のもとで、局が決定した施策の執行機関として機能してきた面が大きかったのですが、予算・権限の移譲によって区が主体となって実施する施策については、局の関与は必要最小限にとどめ、局との関係を区に対する「依頼」や「指示・指導」といった関係から区の施策に対する連携・協力など区を支援する関係へと見直し、区の自律経営の確立を図ります。
- ・ また、区役所・局双方の市民に対する説明責任を果たしながら、区役所が把握している地域ニーズを局の施策に的確に反映させるため、区から局に対する施策要望の手続きの透明化を図るとともに、その事業の必要性についての市としての判断を明確にします。

4 めざす区役所像を通じた区政改革の取組み

- ・ 以上の考えに基づき区政改革を推進するにあたって、改革の目標をわかりやすく示すため、区長改革マニフェストの策定過程を通じた各区での議論や、その成果としての取組み並びに改革課題をもとに、区長の総意として目標とする4つの区役所像を設定しました。今後、都市内分権による区役所の役割・機能の強化と自律経営の確立、区政を通じた市民参画の推進、区役所における業務の一層の効率化と窓口サービスの充実など具体的取組みを明らかにし、目標の実現に努めます。
- ・ なお、今回策定する基本方針は、現状の24区役所の体制を前提として改革の基本的な取組みを掲げたものです。行政区の適正な規模についてはこれまでも議論されてきましたが、今後の地方分権の進展、人口の動向、ICT（情報通信技術）の普及などを踏まえつつ、新しい時代に対応した区役所と行政区のあり方について、より機能的で効果的、効率的な市政運営という観点から、中期的課題として幅広く議論・検討を行っていく必要があると考えています。

IV 区長がめざす4つの区役所像と取組みのポイント

1 地域ニーズに迅速・的確に対応する身近なまちづくりの拠点としての区役所

【取組みのポイント】

市民に身近な地域の課題を区役所を中心に解決するとともに、局を超えた地域における総合的行政を実現するため、局から区役所への権限移譲を進め、区の自律経営を確立します。

2 地域活動を支援し、地域課題の解決に市民とともに取り組む「協働」の拠点としての区役所

【取組みのポイント】

市民参画の仕組みづくりに取り組み、住民自治の拡充と地域課題の解決に向けた市民と行政の協働を推進します。

3 情報を積極的に提供し、市民の声を広く聴く情報受発信拠点としての区役所

【取組みのポイント】

区政への市民参画を促進するため、区役所職員による出前講座の実施や地域担当制の拡充、区民アンケートの実施など、身近な行政機関である区役所において積極的な情報提供に取り組むとともに、地域ニーズを的確に把握し施策に反映するための積極的な広聴システムの充実を図ります。

4 便利で快適なサービスを効率的に提供する身近な窓口としての区役所

【取組みのポイント】

事務の集約化や民間活用など一層の効率化を進めながら、窓口サービスの改善や拡充に取り組み、より便利で快適な区役所を創ります。
また、区の自律経営のもと、地域ニーズに対応した区の創意工夫による独自取組みも引き続きスピード感を持って推進します。

V めざす区役所像ごとの具体的取組み

1 地域ニーズに迅速・的確に対応する身近なまちづくりの拠点をめざして

【取組項目】

(1) 予算に関する区長権限の強化と区の独自財源の充実

- ① 局から区への予算の移譲と区長からの直接予算要求
- ② 区の創意工夫による「アイデア予算」など区独自予算の創設による個性と特色ある「オンリーワン」事業の実施
- ③ 区の努力により確保した歳入等の区独自財源化

(1) 予算に関する区長権限の強化と区の独自財源の充実

① 局から区への予算の移譲と区長からの直接予算要求

【説明】

- ・ 現状の区役所の予算は、局から事業ごとに縦割りで配分される仕組みになっており、また予算規則上も区から直接財政局へは要求できないため、区長の裁量の働く余地は極めて限定されています。
- ・ 区の自律経営を確立し、地域ニーズを迅速・的確に施策に反映させるためには、予算に関する区長権限の強化を図ることが極めて重要です。
- ・ このため、地域特性を生かしたまちづくりに関連する予算や市民の地域活動に関する予算、区において統合化することにより効率的な執行が期待される予算などについては局から区への移譲を求めるとともに、移譲した予算については区長から直接予算要求を行う方法にあらためます。

【具体的取組み】

- ・ 区として機能強化をめざす施策分野にかかる事業予算を局から移譲し、区予算化。
(例) 防災、安全安心のまちづくり、地域振興・コミュニティづくり、子育て・青少年育成、地域福祉、緑化推進、生涯学習、放置自転車対策、商店街振興 などに関する予算
- ・ 権限と予算の不一致を解消するため、区が所管する施設（区庁舎、区民センターなど区役所附設会館）の管理費を局から移譲し、区予算化。
- ・ 予算の包括的な管理により効率的な執行を実現するため、事業ごとに区に配分されている事務費を局から移譲し、区予算化。

【スケジュール】

平成 18 年度 予算規則の改正

19 年度予算に向け移譲可能な予算を抽出

(引き続き検討を要するものについては 20 年度移譲に向け
検討)

平成 19 年度 移譲を受けた予算について区からの直接予算要求実施

② 区の創意工夫による「アイデア予算」など区独自予算の創設による個性 と特色ある「オンリーワン」事業の実施

【説明】

- ・ 現在の区予算のうち、区長裁量で独自事業を実施するための予算としては、市民局から配分される企画調整事業費がありますが、各区一律に近い配分となっているうえ、予算規模も小さく、継続的に実施することが効果的な事業も少なくなく、また、事業内容についても従来、コミュニティ意識の醸成、まちづくり活動を担う人材育成、さらには地域的課題の解決に寄与するための区民参加型事業など、一定の枠組みのもとで実施されてきたため、新たに区の独自取組みを推進するインセンティブが働きにくい面があります。
- ・ 継続的な取組みについても効果を十分検証する必要がありますが、より積極的な取組みを推進するためには、企画調整事業費を区予算として移譲し弾力的な運用を可能にするほか、区独自予算の創設が必要と考えています。
- ・ 地域固有の資源を活用した地域特性を生かしたまちづくりや、地域活動団体やNPO等との協働による地域課題解決に向けては、平成 18 年度予算において、重点政策枠予算を活用し、「未来わがまちビジョン」の推進等にかかる予算を 24 区で確保したところです。
- ・ これらについては、平成 19 年度においても引き続き取り組むとともに、加えて、区からの直接要求による区独自予算の創設を図り、24 区一律ではない区ごとの創意工夫による取組みや特色ある取組みを促進します。
- ・ これにより、区の自律経営の確立を図るとともに、施策への市民参画を促進し、あわせて地域特性を反映した特色あるまちづくりや、地域の力を結集した地域課題解決の取組みの促進を図ります。

【具体的取組み】

- ・ 区の創意工夫に基づいて区が自ら企画立案し、重点政策枠予算を活用した直接要求により、区独自予算を創設。

【スケジュール】

平成 18 年度 区からの直接予算要求による独自予算の創設

平成 19 年度 区独自の「オンリーワン」事業の実施

③ 区の努力により確保した歳入等の区独自財源化

【説明】

- ・ 広告収入など、区独自の努力により確保した新たな歳入については、区の独自財源として区に還元することとし、新たな収入源の確保に対するインセンティブとしながら歳入の拡大を図るとともに、区の自律経営の確立をめざします。

【具体的取組み】

- ・ 区の広報紙、ホームページ、玄関マット等への広告掲載による広告収入の区独自財源化
- ・ 庁舎等に設置する自動販売機から得られる収入の区独自財源化
- ・ 区庁舎附設駐車場により得られた収益の区独自財源化
- ・ 局から区長に使用承認している用地を区長所管とし、売却、貸付けなどにより収益を得られた場合には区独自財源化
- ・ 区において収受する寄附の区独自財源化 など

【スケジュール】

平成 19 年度 広告収入、自動販売機収入及び寄附の区独自財源化
駐車場収入および土地の管理処分収益の区独自財源化については、実現に向けて実効性や課題について引き続き検討

【取組項目】

(2) 柔軟な職員配置、弾力的な組織体制の整備

- ① 柔軟な職員配置
- ② 管理職も含めた区・局間の人事交流の拡大
- ③ 各区の特性に応じた組織・体制整備

(2) 柔軟な職員配置、弾力的な組織体制の整備

① 柔軟な職員配置

【説明】

- ・ これまで、区役所の職員配置は、24 区一律の考え方のもとで、課ごと、担当ごとに職員数を決定し配置してきましたが、区の特性や現場の状況に応じて限られた人材の能力を最大限発揮するため、区ごとに柔軟な業務執行体制の構築を可能にします。

【具体的取組み】

- ・ 職員数の総枠内で、区の特性や現場状況に応じた職員配置を可能にする。
- ・ 全市的な取組みとして、係長級職員についても、昇任・昇格を伴わない所属内の異動については、所属長の判断で行うことを可能にする。

【スケジュール】

平成 19 年度から実施

② 管理職も含めた区・局間の人事交流の拡大

【説明】

- ・ 大阪市では、これまで、いったん区に配属されると新規採用時から 20 年以上同一の区に勤務し続けるケースもまれではなく、職員のキャリア形成のみならず、区の企画立案機能の強化や、これまで区としては経験のない直接予算要求などにも対応するため、実務レベルのスキルアップを図る観点からも、当面、人事交流の拡大が急務と考えています。
- ・ 人事交流を通じて、区における企画立案機能の強化、実務レベルのスキルアップを図るとともに、区・局間の相互理解を深め、幅広い視野にたった人材の育成を図ります。

【具体的取組み】

- ・ 平成 18 年度から、係員の区・局間の人事交流が拡大されているが、管理職も含めた人事交流について、積極的に推進。

【スケジュール】

継続実施

③ 各区の特性に応じた組織・体制整備

【説明】

- ・ これまで区は局事業の執行機関として位置づけられてきた結果、各区役所の組織や個々のポスト（課長、係長など）については、24 区横並びを基本として整備されてきましたが、地域ニーズによりの確に対応するとともに、区役所機能の向上を図り、区の自律経営の確保を図る観点から、各区の特性に応じた組織・体制整備を可能とします。

【具体的取組み】

- ・ スクラップアンドビルドの原則を前提に、各区の特性に応じた組織・体制とするとともに、担当課長制を導入するなど、区長のリーダーシップのもと、柔軟かつ効果的な組織運営を推進

【スケジュール】

平成 19 年度から実施

【取組項目】

(3) 区・局関係の再構築

- ① 局事業に対する区長意見反映システムの強化
- ② 地域ニーズをよりの確に局施策に反映するため区からの提案による区・局連携事業の実施
- ③ 区・局の役割分担の再構築
- ④ 局から区への権限移譲にあたっての特区的手法の導入

(3) 区・局関係の再構築

① 局事業に対する区長意見反映システムの強化

【説明】

- ・ 現在、局の予算編成に際して、区役所から区として必要と考える事業の実施を要望する仕組みはありますが、あくまで「要望」にとどまるものであることから、実効性の面で課題があります。
- ・ より積極的に地域ニーズを局の事業に反映させるためには、局が実施する事業について、予算編成段階から区長に対して意見を求めることを予算要求手続きにおいて要件化するなどの仕組みが必要と考えています。

【具体的取組み】

- ・ 局事業のうち、地域に密接に関連する事業など、区に影響を及ぼす事業については、予算要求手続きの中で区に対して意見を求めることを要件化
- ・ 都市経営会議等を活用して、区役所から要望された事業の必要性について、市としての判断を明確化

【スケジュール】

要件化の対象となる事業の範囲などについて検討し、平成 20 年度予算要求から実施

② 地域ニーズをよりの確に局施策に反映するため区からの提案による区・局連携事業の実施

【説明】

- ・ 局の施策に対する地域ニーズの反映の仕組みとしては、区長から関係局長に対する施策要望の制度がありますが、これは局が直接事業実施することを前提とするものです。
- ・ 地域ニーズを局の施策に迅速かつ的確に反映する仕組みの一つとして、

地域ニーズを踏まえた区長からの施策要望に合理性があり、事業の必要性・実現性が高く、全区への波及など施策の効果が期待される場合などは、区が局と連携して予算要求し、事業の特性にあわせて、区または局において予算化、事業を実施することも必要と考えます。

- ・ これによって、事業の企画段階から区と局が連携し、地域ニーズを的確に反映することを可能にします。

【具体的取組み】

- ・ 局と連携して区から予算要求することにより、区・局間の連携・協力による事業展開を図る、区・局連携事業を実施

【スケジュール】

平成 19 年度 平成 20 年度予算要求時に実施

③ 区・局の役割分担の再構築

【説明】

- ・ 地域における市民・地域活動団体との協働事業や、地域特性に応じて地域ニーズを直接反映した取組みが必要な事業については、区役所が企画立案の段階から中心的役割を果たせるよう、区と局の役割分担を見直します。

【具体的取組み】

- ・ 以下の事業について区が中心的役割を果たせるよう局との役割分担を見直し、必要な権限を区長へ移譲
 - ー 地域における子育て支援機能強化
 - ・ 地域施設を活用した子育て支援事業など
 - ー はぐくみネット、生涯学習ルームなど、学校・地域連携の強化
 - ・ 学校・地域連携のための区役所機能の強化
 - ・ はぐくみネット、生涯学習ルーム事業、子どもの安全見守り活動、児童いきいき放課後事業、学校体育施設開放事業など
 - ー 商店街活性化（空き店舗対策等小売商業振興）にかかる地域連携の強化
 - ・ 商店街活性化イベント事業
 - ・ 空き店舗を活用した地域コミュニティの活性化策 など
 - ー 地域緑化推進と身近な公園・広場等の適正管理
 - ー 安全安心のまちづくりの推進
 - ・ 地域と連携した防災・防犯活動の推進

【スケジュール】

区における必要な体制整備の検討とあわせて、平成 19 年度以降、条件の整ったものから区・局間の役割を見直し、局から区へ権限移譲

④ 局から区への権限移譲にあたっての特区的手法の導入

【説明】

- ・ 区・局間の役割の見直しとこれに伴う局から区への権限移譲にあたっては、区ごとに地域特性や地域活動の状況が異なることから、24区一律に進めることがかえって不適切な場合も考えられるため、条件の整っている区においてモデル的に先行実施する手法についても取り入れます。

【具体的取組み】

- ・ 区・局間の役割の見直しにあたって、区の実情、取組みの意欲等を勘案して特区的手法により一部の区において局との連携のもとに先行的に実施する方式を採用

【スケジュール】

区・局連携事業（②）の活用により平成20年度予算から実施

【取組項目】

(4) 区における政策立案・経営企画機能強化のための体制の充実整備

(4) 区における政策立案・経営企画機能強化のための体制の充実整備

【説明】

- ・ これまでの区役所は、局事業の執行機関として縦割りの事業を実施することを前提とした組織体制となっており、地域課題に施策横断的に対応した政策立案機能が不十分でした。
- ・ 今後、区役所が自律的経営を確立し、地域ニーズに的確に対応した施策を自ら企画立案し実施するためには、市民参画のもとに地域ニーズを把握し、施策横断的な企画立案機能を担う区長直轄の体制を整備することが必要と考えられます。

【具体的取組み】

- ・ 区役所における自律経営を確立し、地域ニーズに基づく企画立案を実施するための体制整備を実施

【スケジュール】

平成19年度から整備

【取組項目】

- (5) 複数区単位での広域的取組による地域課題の効果的な解決を可能とする、新たな政策立案単位と組織の検討

- (5) 複数区単位での広域的取組みによる地域課題の効果的な解決を可能とする、新たな政策立案単位と組織の検討

【説明】

- ・ 大阪市は狭い市域面積の中に政令指定都市最多の 24 区が存在し、1 区あたりの面積、人口ともに規模が小さいことから、市民に近い距離で区政を展開できる可能性がある反面、地域課題によっては、隣接する複数区で協調して取り組むことが効果的なものもあると考えられます。
- ・ このため、より効果的・効率的に地域課題を解決するための政策立案単位と組織のあり方を検討する必要があると考えています。

【具体的取組み】

- ・ より効率的・効果的に地域課題の解決を図るため、現在の区・局の枠組みにとらわれない、新たな政策立案単位と組織を検討し設置

【スケジュール】

- | | |
|----------|--|
| 平成 18 年度 | 複数区単位での効果的な施策・事業の実施ユニットのあり方を検討 |
| 平成 19 年度 | 18 年度の検討結果に基づき、複数区を事業単位とする新たな組織のあり方を検討 |
| 平成 20 年度 | 複数区を政策立案単位とした新たな組織の設置 |

2 地域活動を支援し、地域課題の解決に市民とともに取り組む協働の拠点をめざして

【取組項目】

- (1) 地域活動プラットフォームの形成
- (2) 地域課題解決にむけた市民の主体的取組に対する新たな支援の仕組みづくり
- (3) 各区コミュニティ協会、区社会福祉協議会による地域活動に対する支援の充実

(1) 地域活動プラットフォーム※の形成

※ここでは、「地域を支える幅広い人々や活動団体等が参画し、さまざまな地域課題を共有し、課題解決に向け議論を重ね、魅力あるまちづくりをめざす場」を「地域活動プラットフォーム」と呼んでいます。

【説明】

- ・ 地域ニーズを施策に的確かつ迅速に反映するためには、局から区への権限移譲とあわせて、事業の企画段階から、地域住民が参画できる仕組みが不可欠です。
 - ・ このため、区を単位として、地域活動団体のほか、NPO、ボランティア団体、公募による区民など幅広い市民参画による地域課題を議論する場、区役所が地域ニーズを把握する場として地域活動プラットフォームの形成を図ります。
 - ・ 地域活動プラットフォームの形成にあたっては、現在すでに各区において、幅広い市民参画のもとに、「未来わがまちビジョン」や「地域福祉アクションプラン」が策定され、その推進に向けた市民主体の取組みが行われていることから、これらの策定体制を発展・拡充させることを基本に取り組みます。
 - ・ 地域活動プラットフォームの形態や名称は各区同一ではなく、区の実情に応じた形で形成されますが、地域活動団体が幅広く参加し公募による区民の参加も可能であること、地域の幅広い課題を議論する場であること、市民の自律的・主体的な地域活動と行政との協働による地域課題の解決をめざすものであること、行政と市民のパートナーシップに基づく対等な議論の場であると同時に地域ニーズの把握の場であること、などの点においては共通するものとします。
- なお、地域活動プラットフォームは、区単位のほか、例えば、課題別や

小学校区など地域単位で形成されることも考えられます。

【具体的取組み】

- ・ 幅広い市民の参画により地域課題について議論する場としての地域活動プラットフォームの形成

【スケジュール】

- 平成 18 年度 地域活動プラットフォームの要件の整理と公表
- 平成 19 年度 各区において地域活動プラットフォーム形成の取組み
条件の整った区から順次実施
- 平成 20 年度 すべての区に地域活動プラットフォーム形成

(2) 地域課題解決にむけた市民の主体的取組みに対する新たな支援の仕組みづくり

【説明】

- ・ 地域活動プラットフォームの形成にあわせて、市民主体による継続的・安定的運営が行われるよう、区役所が運営に対する支援を行うとともに、地域活動プラットフォームでの議論に基づく地域課題解決に向けた市民主体やNPO等との連携による取組みに対し、人的・経済的支援のためのあらたな仕組みをつくります。

【具体的取組み】

- ・ 地域活動プラットフォームに対する支援制度の構築
- ・ 地域活動に対する支援施策の整理と市民に対する情報提供
- ・ 地域活動支援のためのマニュアル等情報の整備と提供

【スケジュール】

- 平成 18 年度 地域活動プラットフォームの基礎となる「未来わがまちビジョン」の推進体制の運営について重点枠予算の活用により区独自施策として支援を実施
- 平成 19 年度 地域活動プラットフォーム形成に向けた各区の取組状況を踏まえ支援方策を検討
地域活動団体の現状調査等の実施並びに調査結果を反映した地域活動支援のためのマニュアル等の整備
- 平成 20 年度 24 区での地域活動プラットフォーム形成にあわせ支援制度構築

(3) 各区コミュニティ協会、区社会福祉協議会による地域活動に対する支援の充実

【説明】

- ・ 各区のコミュニティ協会はコミュニティ活動への支援や自主事業を通じてコミュニティづくりを推進する団体であり、区社会福祉協議会は社会福祉法に基づき地域住民や区内の社会福祉関係者の参加・協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。
- ・ 両団体とも、今後、市民参画のもとで地域主体のまちづくりを進めるうえで、これまで以上に区役所と密接に連携することが重要となるものと考えられます。
- ・ 両団体は、ともに地域の各種団体やNPO、ボランティア団体への支援も行っていることから、地域活動プラットフォームの形成においても、これらの団体との連携を一層促進し、区役所と協力して支援を行うことにより、地域活動に対する支援機能をより一層高めることが期待されます。
- ・ また、このことにより、区役所と区コミュニティ協会・区社会福祉協議会の連携がさらに強化されることも期待されます。
- ・ さらに、大阪市コミュニティ協会は区コミュニティ協会のシンクタンクとしての役割も果たしていることから、地域活動団体やNPO、ボランティア団体との連携やコーディネートなど区コミュニティ協会が担う地域活動に対する支援機能の充実に向けた支援が期待されるところです。
- ・ このため、区役所が地域課題の解決に向けた市民との協働による取組みを進めるにあたっては、区において企画、予算化を図りつつ、両団体と区役所との役割分担を明確にしながら連携を強化し、あわせて地域活動に関する支援機能の充実を図ります。

【具体的取組み】

- ・ 区役所と区コミュニティ協会・区社会福祉協議会の役割分担を明確化し、それぞれの役割と相互の連携に基づく地域活動支援の全体像を策定・公表
- ・ 区役所・区コミュニティ協会・区社会福祉協議会の連携による総合的な地域活動支援の実施
- ・ 区役所と大阪市コミュニティ協会が協働し、区コミュニティ協会の活動を通じた地域活動団体・NPO、ボランティア団体との連携強化

【スケジュール】

平成 18 年度 地域活動プラットフォーム形成の取組みにあわせて区役所と連携した地域活動支援のあり方について検討

平成 19 年度 引き続き検討しつつ可能なものから実施

3 情報を積極的に提供し、市民の声を広く聴く情報受発信拠点をめざして

【取組項目】

(1) 情報通信技術の積極活用等による情報発信の強化と市民との双方向コミュニケーションの拡大

- ① 区独自コンテンツの充実と迅速な情報更新など区のホームページの充実
- ② インターネットを活用したアンケートの実施
- ③ 区独自の地域性のあるメールマガジンの発行
- ④ 大阪市コールセンター「気軽になにわコール」の拡充

(1) 情報通信技術の積極活用等による情報発信の強化と市民との双方向コミュニケーションの拡大

- ① 区独自コンテンツの充実と迅速な情報更新など区のホームページの充実
- ② インターネットを活用したアンケートの実施
- ③ 区独自の地域性のあるメールマガジンの発行

【説明】

- ・ 区の情報発信手段の主たるものとして、区の広報紙とホームページがありますが、ホームページについては、現行システムでは職員のスキル不足やシステム上の理由によって区役所職員が直接情報を入力できる部分が限られており、ホームページの利点である情報の即時性の活用や独創性のある情報発信を行うことが十分にできていないのが現状です。
- ・ また、メールマガジンの発行やインターネットを活用したアンケートなど、双方向性を生かした取組みも行われていません。
- ・ 区長権限を強化し、身近な課題を区において自己完結的に解決していくうえで、区民に対して区の施策に関する情報を積極的に発信することは重要であり、市民と行政の距離を縮めるという観点からも情報通信技術の積極的活用が望まれます。
- ・ また、地域活動プラットフォームを形成し、市民参画を促進するうえで、区政に関する情報を誰もが容易に入手できるようにすることが必要です。
- ・ さらに、施策の基礎となる市民ニーズを把握し、あるいは施策の効果を検証・評価するうえでも区役所においてインターネットの積極的活用を図る必要があります。

【具体的取組み】

- ・ 区のホームページについて、職員が直接情報入力できる範囲を拡大し、より即時性の高い情報発信を可能にするとともに、バナー広告の収入などを活用して、区独自のコンテンツを充実。
- ・ 情報を必要としている市民にダイレクトに、かつ、利便性の高い情報提供の手法として、メールマガジンを発行（子育て情報など）。
- ・ 区民ニーズ、満足度の把握を積極的に行うため、アンケートのひとつの手法としてインターネットを活用。

【スケジュール】

平成 18 年度 インターネットを活用したアンケートを順次実施

平成 19 年度 各区の職員が直接情報入力できるシステムの構築

メールマガジンの発行については、平成 18 年度検討、条件整備が整った段階から順次実施

④ 大阪市コールセンター「気軽にになにわコール」の拡充

【説明】

- ・ 区役所の代表電話番号には、区役所業務に関するもの以外も含め、市民から多くの問い合わせがありますが、これらへの応答や担当課への転送等は総務課の職員が業務のかたわら交代で対応しています。
- ・ 既に大阪市においても、大阪市コールセンター「気軽にになにわコール」を設置していますが、この機能を拡充・活用することで、区役所の代表電話番号を利用される市民の皆様へのサービスを拡充させます。また、対応を集中化することにより、統計データを活用して施策ニーズや課題等の把握も可能にします。

【具体的取組み】

- ・ 区役所の代表電話への通話を大阪市コールセンターが区役所窓口として受け付け、問い合わせへの応答や担当課への転送に対応するシステムを整備する。

【スケジュール】

平成 18 年度 検討

平成 19 年度以降、まずモデル区において実施し、順次全区に拡大

【取組項目】**(2) 地域との対話と、積極的ニーズ把握による「顔の見える」行政の実現**

- ① 出前講座や区役所職員による地域担当制の拡大
- ② 区民と区役所、関係事業所との意見交換会の実施
- ③ 区民の意識調査やニーズ調査等による地域ニーズの掘り起こし

(2) 地域との対話と、積極的ニーズ把握による「顔の見える」行政の実現

- ① 出前講座や区役所職員による地域担当制の拡大
- ② 区民と区役所、関係事業所との意見交換会の実施
- ③ 区民の意識調査やニーズ調査等による地域ニーズの掘り起こし

【説明】

- ・ 従来、受け身的な広聴になりがちであった区役所の広聴機能について、地域課題やニーズの掘り起こしにつながるような、積極的広聴への転換を図り、区政への反映のみならず、市政への市民ニーズの反映のためのアンテナとして、積極的な情報発信と広聴機能をあわせもつ取組みを推進します。

【具体的取組み】

- ・ 現在、順次取組みが進められている「出前講座」や、職員が担当地域を分担し、地域に出向いて広聴活動を実施する「地域担当制」の拡大。
- ・ 区役所が進める改革の取組みや事業所と一体となった地域課題への取組みを、広く区民に情報提供し、区民の意見を聞くとともに、区民の参画意識の醸成にもつながるものとして、積極的に意見交換会を実施。
- ・ これまで一部実施されてきた区民の意識調査やニーズ調査などを継続的な取組みとして実施。

【スケジュール】

平成 19 年度 出前講座、地域担当制について全区で実施
意見交換会、意識調査・ニーズ調査等については、一部の区で実施、順次拡大を図る。

4 便利で快適なサービスを効率的に提供する身近な窓口をめざして

【取組項目】

(1) 利用者の視線に立った窓口機能の充実と区庁舎の改善

- ① 日曜開庁など、利便性の高い窓口の運用
- ② ワンストップ窓口の実現
- ③ 公共サービス改革法の活用を含む、証明書発行窓口の多様化
- ④ 申請届出等各種手続きの改善
- ⑤ 市税事務所設置に伴う空きスペースの活用により狭隘状態の解消や窓口の改善のほか、新たな観点からの区庁舎の改善を実施

(1) 利用者の視線に立った窓口機能の充実と区庁舎の改善

① 日曜開庁など、利便性の高い窓口の運用

【具体的取組み・スケジュール】

平成 18 年度 毎週金曜日の午後 7 時までの開庁時間延長に加え、10 月から第 4 日曜日の開庁を実施、効果を検証。

平成 19 年度 金曜日の時間延長のあり方も含め、開庁日・時間を確定。

② ワンストップ窓口の実現

【説明】

- ・ 転入や出生など住民異動に関連して行う国民健康保険、児童手当や乳幼児医療費助成の申請手続きについても、現在は複数課にまたがり、いくつかの窓口で手続きをする必要があります。他都市でも、一定の関連する業務を一つの窓口で取り扱っている場合や、窓口案内の充実（お客様案内係「コンシェルジュ」の配置など）の取組みがあり、市民の利便性の向上が期待できます。

【具体的取組み】

(検討例)

- ・ 転入や出生など住民異動に関連して行う国民健康保険、児童手当や乳幼児医療費助成の申請手続きを、住民異動の手続きと一括して行う窓口の設置。
- ・ 民間スタッフの活用による窓口案内の充実 など

【スケジュール】

平成 18 年度 モデル実施

平成 19 年度 可能な区で拡大

③ 公共サービス改革法の活用を含む、証明書発行窓口の多様化

【説明】

- ・ 現在、区役所における証明書発行は、住民情報課では届出等と同一窓口で受け付けており、専用窓口化により、混雑時の待ち時間の減少が期待できるとともに、本市職員の監督下で民間スタッフを活用するなどにより、効率的な運用について検討します。
- ・ また、平成 18 年 7 月に施行された公共サービス改革法を活用し、民間委託による区役所以外での証明書発行窓口の拡充を検討するなど、利便性にも配慮した証明書発行窓口の多様化を図ります。

【具体的取組み・スケジュール】

平成 18 年度 検討

平成 19 年度 着手

④ 申請届出等各種手続きの改善

【説明】

- ・ 現在、申請届出などの各種手続きの際に、住民票の写しなど証明書の添付が必要な場合がありますが、必要な情報を保有している本市のシステム間のデータ連携を促進することなどにより、証明書添付が不要となる手続きを増やします。
- ・ また、各々記載している戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明書交付請求書を統合し、住所・氏名など記載の省力化を図ります。

【具体的取組み・スケジュール】

平成 18 年度 証明書交付請求書の統合をモデル実施、検証

平成 19 年度 証明書添付を必要とする手続きの簡素化を促進

⑤ 市税事務所設置に伴う空きスペースの活用により狭隘状態の解消や窓口の改善のほか、新たな観点からの区庁舎の改善を実施

【具体的取組み】

(検討例)

- ・ 住宅管理センターなど、他の本市機関施設として有効活用することにより、利便性向上、施設の統合、流動化を推進。
- ・ 区コミュニティ協会、区社会福祉協議会の事務室として活用（賃貸）し、区役所との連携を一層強化。

- ・ その他民間への賃貸により区の独自財源を確保。

【スケジュール】

平成 18 年度 空きスペースの確定と活用方針の策定

平成 19 年度 改修を実施

【取組項目】

(2) 効果的・効率的業務遂行のための新たな業務単位等の検討

- ① 業務集約化
- ② 戸籍事務の電算化
- ③ バックオフィス業務を中心とした効果的な外部スタッフの活用や民間委託の推進

(2) 効果的・効率的業務遂行のための新たな業務単位等の検討

① 業務集約化

【説明】

- ・ 区役所の業務の多くは、局の執行機関的性格も強く、基本的には 24 箇所
で同一の事務を行っており、その中には、必ずしも 24 区役所に対応しな
ければならないと言い切れない業務も存在し、むしろ集約化することで、
広域的に対応できるものや効率化を図ることができるものもあることから、
効果的・効率的な業務執行体制の構築をめざします。

【具体的取組み】

- ・ 保健福祉センター業務のうち食品衛生、環境衛生等生活環境業務の集約化
- ・ 納付書発送、滞納処分、レセプト点検など保険年金業務の一部の集約化
- ・ 全庁的な取組みとしての共通管理事務の集約化

【スケジュール】

平成 18 年度 検討

平成 19 年度以降 条件整備が可能なものから実施

② 戸籍事務の電算化

【説明】

- ・ 区役所業務については大部分がシステム化されていますが、戸籍事務に
ついては、戸籍を紙ベースから電子データ化する工程に非常に多額の経
費支出を伴うことから、現在においても電算化されておらず、これを推
進することで一層の業務効率化を図ります。

【具体的取組み・スケジュール】

平成 18 年度 調査

平成 19 年度～22 年度 順次システム導入、移行

③ バックオフィス業務を中心とした効果的な外部スタッフの活用や民間委託の推進

【説明】

- ・ 現在の区役所では、基本的には職員がすべての業務を担っており、情報入力業務など、直接市民対応に影響を与えないバックオフィス業務を中心に、必ずしも職員でなければならないとは言えない業務も存在し、外部スタッフの活用や民間委託の余地があると考えられます。
- ・ また、業務の特性に応じて、地域活動団体との協働や区コミュニティ協会など地域と密接に関連する団体を事業主体とするなど、それぞれの内容に応じた実施主体を検討する必要があります。

【具体的取組み】

- ・ 一定の専門性を有する外部スタッフの活用や民間委託を推進。

【スケジュール】

平成 18 年度 検討

平成 19 年度以降 実施

VI 推進にあたって

- ・ 以上の取組みを推進するにあたっては、区・局双方において、それぞれ培われた組織風土を変え続ける、職員自らの不断の意識改革が必要であることはもとより、取組みを実効性あるものとするシステムの整備が不可欠です。
- ・ 例えば、各区においては、地域課題の解決や区独自のサービス向上策の企画立案に向け、職員のスキルアップを図り、人材を育成することが必要であり、研修の充実が重要です。
- ・ 同時に、関係局においては、区を取組みを推進していく上でのヘルプデスク的な役割や、全体の調整・取りまとめを担う体制を構築し、区に対する支援を強化することが必要です。
- ・ さらに、地域とより密接なつながりをもつ区への権限移譲を進めるに際しては、法令を遵守し、これまで以上に積極的に情報開示していくなど、コンプライアンスの視点が一層求められると考えられます。
- ・ こうしたシステムについても引き続き検討し、具体化を図り、区長が中心となって議論を重ねながら、区役所現場からの改革を着実に推進してまいります。
- ・ また、本案に掲げた具体的取組みは必ずしも 24 区が画一的に実施していくものではなく、各区の特性、実情に応じた取組みがなされることから、今後、区ごとにそうした取組みの状況について明らかにしてまいります。

皆様のご意見をお寄せください

この「区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）」についてのご意見をお寄せください。今後、皆様からいただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。

送付先：〒530－8201 大阪市北区中之島 1－3－20
大阪市市政改革室「区政改革宣言（区政改革基本方針）（素案）」
意見募集係
ファックス：06－6205－2660 （次ページの用紙をお使いください）

大阪市経営企画室ホームページからも送っていただけます。
<http://www.city.osaka.jp/keieikikakushitsu>

＊ ご意見は平成 18 年 11 月 24 日（金）までにお送りください。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

性別： ☐男 ☐女

居住地： ☐大阪市内 ☐大阪府内(大阪市以外) ☐他の都道府県

